

栃木県サイクリング協会ニュース

20-1
2020年6月発行

〒320-0046 栃木県宇都宮市西一の沢町1-1 Bici Stelle 内
TEL&FAX : 028-601-7011
<https://tochigi-cycling.associates>

みなさま、こんにちは！ 栃木県サイクリング協会です。

今年は、協会の活動の一環として、みなさまに定期的にお知らせをお届けすることを計画し、準備をしていましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、自転車関連のイベントも軒並み中止となり、このニュースの発行も延び延びとなってしまっていました。6月になり、緊急事態宣言も全国的に解除となりました。もちろん、まだまだ慎重に対応しなければならない状況だと考えていますが、少しずつ活動を再開していきたいと考えていますので、宜しくお願いします！

§ 今後のイベント等の予定 §

4月、5月に予定していた、渡良瀬ミーティング、全国大会等は残念ながら中止となりました。

例年開催しているSLエコサイクリングですが、真岡鉄道のSLもおか号が運休となっていますので、「SLエコサイクリング」としては、SLもおか号の運転再開を待つて計画します。

県民サイクリング大会・真岡市二宮タンデムサイクリング交流会についても、状況を見ながら実施を検討します。

イベントとしての協会行事をいつ頃から企画してよいかについては、ある程度慎重に対応したいと考えています。あらためてご連絡差し上げますので、宜しくお願いします。

§ 今後のサイクリングについて、協会からのお願い §

繰り返しになりますが、協会としてのイベントの開催は慎重に検討、対応したいと考えています。

一方、個人やグループで楽しむサイクリング等については、それぞれのご判断で行っていただければ、と思います。ただ、緊急事態宣言等が解除されたといっても、新型コロナウイルス感染症が無くなったわけではなく、また、対インフルエンザウイルスのようにワクチンや治療薬が準備されているわけでもありませんので、引き続き注意は必要だと思います。

一般的には、イベント再開に向けた感染症拡大予防ガイドラインが、日本スポーツ協会の指針等、色々と出されています。

それらには、大体以下のようなことが示されています。

- ・比較的少人数が参加するスポーツイベントにおいても、以下の3対応をしっかりと行うこと。

①三密（密閉、密集、密接）を避ける（間隔は2mを目安）

②大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等は避ける

③その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）を講じる

したがって、複数のメンバーでのライドも、間隔を空けて走行する等の対応をしていただければ、と思います。また、グループライドでもソロライドでも、疲れ過ぎない、帰宅後は手洗いやうがい等をしっかり行うなど、通常の外出と同様に対応していただければ、と思います。

しばらく自転車に乗っていない場合、体力が低下している場合がありますので、慎重に乗り出してください。

季節もよくなってきていますので、可能な範囲で楽しんでいただければ、と思っています。

§ 今年度の会員証をお送りします §

今年度の会員申込を行っていただいた方々には、会員証を同封していますので、ご確認ください。

引き続き、未加入の方々のご参加をお待ちしています。宜しく願い申し上げます。

§ 自転車保険のご案内 §

栃木県サイクリング協会取扱いの関東甲信越サイクリング協議会サイクリスト保険〔2020〕に加入された方々には、加入者カードを同封していますので、ご確認ください。

さて、自転車保険について、少し説明いたします。

自転車の重大事故により高額な賠償金を請求されるケースが増えてきています。過去の事例としては、子どもが自転車に乗っているときに女性に衝突し、女性は頭蓋骨骨折、意識不明の重体となった事故で、子どもの保護者に対して約9,500万円の賠償金の支払いを命じる判決が下されたことがありました。このような重大事故の増加に伴い、「被害者の保護」と「加害者の経済的負担軽減」のために、自転車保険の加入を条例で定めている自治体が増えてきています。主に加害事故を起こした時に被害者側に補償できる保険（個人賠償責任補償）に加入するように定めています。

この自転車保険義務化は、2015年10月に兵庫県で義務化されて以降、2020年4月現在、以下のような状況です。

・加入を「義務」としている自治体

東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、長野県、滋賀県、大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、愛媛県、鹿児島県、名古屋市、金沢市、仙台市

・加入を「努力義務」としている自治体

北海道、茨城県、群馬県、千葉県、富山県、和歌山県、鳥取県、香川県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県

栃木県はまだ制定されていませんが、他の自治体の住民が、義務化地域を自転車で通る場合、自転車保険の加入が義務づけられる場合があります。なお、義務化されている地域でも罰則を定めてはいません。しかし、罰則のある無しに関らず、万が一の備えはしておいた方がよいと思います。

栃木県サイクリング協会では、関東甲信越サイクリング協議会で契約しているサイクリスト保険の申し込みを受け付けています。ご希望の方はお問い合わせください。